

【第Ⅱ編】

土木部発注工事における「週休2日交替制工事」試行要領 (土木工事、港湾漁港工事編)

1 趣旨

本要領は、福島県土木部が試行する「週休2日交替制工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら所定の休日率が4週8休（対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が28.5%以上の水準の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

着工日から竣工日までの期間をいう。（年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間も含む。）

(3) 休日率

対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の平均休日数日の割合をいう。

(4) 技術者、技能労働者

施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。
ただし、非常勤（臨時）に従事する者は除く。

(5) 発注者指定型

発注者が週休2日交替制に取り組むことを指定する方式

3 対象工事

社会的要請などの理由から週休2日交替制の実施が困難な工事等を除く全ての工事を試行の対象とする。

なお、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日交替制の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で試行の対象とすることが出来る。

4 工事費の補正

(1) 各経費の補正

週休2日交替制の実施による工事費については、各経費に補正係数を乗じるものとする。

補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

ただし、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としない。

(2) 市場単価

労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

(3) 標準単価

「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（デジタル土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価（経済調査会ホームページ）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

5 発注者指定型

発注者指定型は、すべての工種を対象とする。

6 受注者の取組内容

- (1) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。
 - (ア)対象期間中、交替制で週休2日相当の休日が確保されていることが分かる工程表を作成する。
- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (3) 受注者は対象期間中、技術者等がやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (4) 受注者は毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況を記入し、発注者の確認を受ける。
- (5) 受注者は出来形数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況について、次に掲げる書類を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
 - (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌、および、CCUSの週休2日達成状況の資料等）
- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (7) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日交替制工事調査表」（様式3）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを徹底するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め交替制に支障が生じるような指示を行ってはならない（ウィークリースタンスの推進）。
- (3) 発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (4) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日交替制工事調査表」（様式3）及び「週休2日等工事調査表」（様式2）を技術管理課へ提出する。

8 事務手続きについて

- (1) 積算関係
当初積算時に、所定の休日率が「4週8休以上」を確保する場合の補正を計上する。
- (2) 設計変更
発注者は受注者の週休2日について、休日率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件へ変更契約する。
4週8休相当を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。
- (3) 入札事務手続き関係
週休2日等工事の対象工事である旨等の明示を入札公告および特記仕様書等に記載するものとする。

9 工事成績評価について

福島県請負工事成績評価要綱に基づくものとする。

10 実施証明書

発注者は、週休2日交替制工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、表2に基づき、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

12 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。